（老人福祉法施行規則の一部改正）

第四条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の二の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第五条の二第二項等に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業）

第一条の二　法第五条の二第二項並びに老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号。以下「令」という。）第一条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。第一条の三の二において同じ。）により行われる同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業とする。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（法第五条の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業）

第一条の三の二　法第五条の二第三項及び第二十条の二の二並びに令第二条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業とする。

第一条の六の二中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削る。

第一条の八の次に次の一条を加える。

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報）

第一条の八の二　法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

第二十三条中「老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）」を「令」に改める。

第二十四条中「老人福祉法施行令」を「令」に改める。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第五条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改め、同条第一号中「すべて」を「全て」に、「第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業」を「第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防・日常生活支援総合事業費額」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防・日常生活支援総合事業費額」に改める。

第九条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に、「すべて」を「全て」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防・日常生活支援総合事業費額」に改める。

第十一条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第二項の表中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第十三条の二第二号中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定の特例）

第四条　平成二十七年度から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定について第七条から第十三条の二までの規定を適用する場合においては、第七条第一号中「以下」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額を含む。以下」とする。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第六条　介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第五十条又は第六十条」を「第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項」に、「調整基準標準給付費額の九十分の十に相当する額」を「調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額」に改める。

附則に次の一条を加える。

（平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における調整率の特例）

第三条　平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度の調整率について第八条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「総額から」とあるのは「総額及び当該年度分として交付する法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の総額の合算額から」と、同条第二号中「合算額」とあるのは「合算額及び当該年度における各市町村に係る介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）第三条に規定する調整基準標準事業費額に同令第四条に規定する交付金交付割合を乗じて得た額の合算額の合算額」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の次に次の一条を加える。

（保険者協議会が行う調査及び分析）

第百十八条の二　法第百五十七条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報並びに医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の五条を加える。

（法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める場合）

第三条　法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　法第二条第二項に規定する病院等を離職した場合

二　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条又は第六条に規定する業に従事しなくなった場合（前号に掲げる場合を除く。）

三　保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を受けた後、前号に規定する業に直ちに従事する見込みがない場合

（法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める事項）

第四条　法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名、生年月日及び住所

二　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

三　保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日

四　就業に関する状況

（届出の方法）

第五条　法第十六条の三第一項及び第二項の規定による届出は、電子情報処理組織（都道府県ナースセンターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、中央ナースセンターを経由して行うものとする。